消防設備保守点檢業務処理要領

点検は、消防法(昭和23年法律第186号)及び関係法令に従い実施すること。

1. 点検対象

(1)県立日南病院(本館、車庫棟、備蓄倉庫)・・・・ 日南市木山1-9-5

(2) 医長公舎 ・・・・ 日南市瀬貝 2-8-1

(3) 医師公舎 A ・・・ 日南市木山 3 - 2 - 6

(4) 医師公舎 B ・・・・ 日南市木山 2 - 4 - 13

(5) 看護師宿舎 ・・・・ 日南市中平野 3 - 3 - 32

(6) ひなた保育園・・・・・ 日南病院敷地内

2. 点検設備

別紙「点検項目一覧」のとおり

3. 点検の種類、回数

(1)機器点検(外観、機能等)

1回

(2)総合点検(作動、総合機能等)

1 回

1回

- (3) 臨時点検
 - イ)消防用設備に障害があることを発見し、もしくは甲からこの旨の連絡を 受けたとき
 - ロ) その他、甲が必要と認めたとき
- (4) 防火対象物及び防災対象物定期点検
- (5) 防火設備檢查 1回
- 4. 点検毎の報告書類は、次のとおりとする。
- (1)消防用設備等点檢結果報告書 ~ 2 部 (消防署提出1部、県提出1部)
- (2)防火・防災対象物定期点検報告書 ~2部(消防署提出1部、県提出1部)
- (3)不良個所一覧表 ~1部(県提出)
- 5. 業務完了報告書の提出

委託契約完了後、業務完了報告書を提出すること。

- 6. その他
- (1) 消防用設備に故障がある場合及び正常に作動していない場合は、直ちに その原因を調査し、その結果を報告すること。
- (2) 甲が当該設備を使用して行う防災訓練の企画・立案・実施(取扱い指導、 立会を含む)の補助を行うこと。

訓練は部分訓練と総合訓練の2回。ただし部分訓練は複数日となる。